

2019年7月1日

JR男鹿駅への非化石証書を活用した 「CO₂フリー電気」の提供開始について

当社は、再生可能エネルギーなどの非化石電源で発電した電気が持つ環境価値（CO₂が排出されないこと）を証書化した「非化石証書※」を活用することで、CO₂の排出量を実質的にゼロとする「CO₂フリー電気」を、2019年7月1日より、東日本旅客鉄道株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：深澤 祐二氏、以下「JR東日本」）の男鹿駅（秋田県男鹿市）に提供を開始いたしました。

現在、固定価格買取制度（F I T）の対象となる再生可能エネルギーで発電した電気（以下「F I T電気」）について、発電の過程でCO₂が排出されない電気として取り扱われるためには、「非化石証書」の使用が必要とされています。

「CO₂フリー電気」は、当社がお客さまから買い取りしたF I T電気と、市場から調達した「非化石証書」を組み合わせることで、CO₂の排出量を実質的にゼロとするものです。

具体的には、JR東日本が所有する「JR秋田下浜風力発電所」（秋田県由利本荘市、出力2千kW）で発電されたF I T電気に、同発電所の情報（電源種別や発電所所在地など）を付与した「非化石証書」を組み合わせることで男鹿駅に供給いたします。これにより、男鹿駅で使用する電気は、同発電所由来のCO₂排出量ゼロの電気として取り扱われます。

当社は、今回の「CO₂フリー電気」の提供を通じ、「非化石証書」を活用したサービスの検討を進め、環境価値の提供拡大を図るなど、お客さまの多様なニーズにお応えするサービスの充実に取り組んでまいります。

以 上

※非化石証書とは、再生可能エネルギーなどの非化石電源で発電した電気が持つ環境価値（CO₂が排出されないこと）を証書化したもの。2018年5月に創設された「非化石価値取引市場」でF I T対象の再生可能エネルギー電源で発電した電気が有する環境価値を対象に取引が行われている。

なお、非化石証書を使用しない場合のF I T電気は、火力発電所などと同様のCO₂を排出する電気として取り扱われる。

（別紙）JR男鹿駅への「CO₂フリー電気」の提供に係る概要について